

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集の結果

－航空機局に設置する無線電話に関する審査基準の改正－

(意見募集期間：令和4年2月19日(土)～同年3月22日(火))

提出された意見及び意見に対する総務省の考え方

No	意見提出者	提出された意見(全文)	総務省の考え方	修正の有無
1	個人	<ul style="list-style-type: none"> 改正案欄の表の備考欄の下線の部分の「1」は「一」のほうがよいと思います。また、同「あること」は「あること。」のほうがよいと思います。 改正案欄の表の備考欄の下線の部分の「[略]」に付した下線は削除したほうがよいと思います。 	頂いた御意見を踏まえ、本改正案を修正します。	有
2	個人	飛行機に開設する航空機局に設置する無線電話の用途区分に衛星通信を用いた無線電話を追加する改正に反対します。上空の帯域を無駄遣いしないで下さい。上空から思考の盗聴と集団ストーカー攻撃も直ちに止めて下さい。	本改正案は飛行機に開設する航空機局に設置する無線電話の用途区分に衛星通信を用いた無線電話を追加することで、HF帯無線電話だけでなく衛星通信を用いた無線電話の利用を可能とするものです。	無
3	個人	事業者の経済的負担をできるだけ少なくしてほしい モバイル会社が使用できる周波数の再配分制度の調整などをほったらかしになっていますが、この案もほったらかしにしないでほしい	頂いた御意見は、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無

○提出された御意見の件数：3件